

令和6年度 第14回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第14回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和7年3月25日(火曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|------------|
| 農業委員 | 12名 |
| 会 長 | 12番 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 2番 岩波 眞喜雄 |
| 会長代理 | 5番 矢崎 勝美 |
| | 1番 藤森 正一 |
| | 3番 湯澤 広充 |
| | 4番 田中 政文 |
| | 6番 飯田 吉三 |
| | 7番 濱 幸彦 |
| | 8番 宮坂 誠一 |
| | 9番 溝口 喜視 |
| | 10番 五味 恵美子 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 10名
- | | |
|--|-------|
| | 河西 正裕 |
| | 小泉 辰也 |
| | 伊藤 賢次 |
| | 藤森 芳樹 |
| | 金子 善行 |
| | 矢崎 俊実 |
| | 矢澤 博司 |
| | 原 孝志 |
| | 林 隆史 |
| | 小松 弘明 |
- 4 農業委員会事務局
- | | |
|----------|-------|
| 局 長 | 雨宮 寛之 |
| 次 長 | 藤森 秀 |
| 主 査 | 大杉 武史 |
| 主 査 | 伊藤 雅文 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- | | |
|----|--------|
| 1番 | 藤森 正一 |
| 2番 | 岩波 眞喜雄 |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	会議に先立ちまして、市の4月1日付け人事異動により農業委員会事務局に迎えることとなる職員の自己紹介をさせていただきます。
菊池卓也 主幹	4月1日付け人事異動で農業委員会事務局次長としてお世話になります、菊池卓也と申します。公設市場からの異動となります。よろしく申し上げます。
池田一真 主任	4月1日付けで農業委員会事務局に異動となります、池田一真と申します。農業の分野は初めてとなります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしく申し上げます。
事務局 雨宮寛之 局長	これより令和6年度第14回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席の農地利用最適化推進委員はいません。出席委員は10名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に1番の藤森正一委員、2番の岩波眞喜雄委員を指名します。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。ようやく春らしい陽気となり、水田を見ますと畔塗りが始まっているところもあり、いよいよ農業も本格的になってくる時期となりました。本日もスムーズな審議の進行にご協力をお願いします。 それでは早速、審議を始めさせていただきます。 2ページ、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.21 中洲の件の説明をお願いします。

○議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について	
3番 湯澤広充 委員	(No.21) 所在は、大字中洲字西沢〇〇番〇。地目は台帳が畑、現況も畑。面積は、〇〇㎡。 〔場所の説明〕 譲渡人は〇〇さん。事由は手不足により耕作が困難となったとのことです。譲受人は〇〇さん。申請地が自宅近くで利便性が良いので耕作したいとの事由です。契約内容は、売買で〇〇円。 作付け予定として、キュウリ、ナス、トマト、ジャガイモ、長ネギ、サツマイモ等。農機具は管理機を1台保有しています。従事者は本人と奥さんの2名です。なお、譲受人は〇〇(法人)を経営している大工さんですが、高齢となり後継者もないことから今後廃業し、申請地で野菜作りをしていきたいとの意向です。新規就農ですが意欲もあり、許可後に耕作いただくのは確実と思われまます。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 次に3ページ、No.22 湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 金子善行 委員	(No.22) 所在は、大字湖南字程洞〇〇番〇、〇〇番〇、字小ボテイ〇〇番〇。地目は、程洞が台帳、現況とも畑で、小ボテイが台帳、現況とも田。面積は、合計1〇〇㎡。 〔場所の説明〕 契約内容は、売買で〇〇円。譲渡人は〇〇さん。申請地が住所から遠く、耕作が困難であるとの事由。譲受人は〇〇さん。二人は親戚関係です。譲受人は後山で手広く農業を営んでおり、程洞のほうは現状として荒れてしまっているものの、申請地を譲り受けても維持管理には問題ないものと思われまます。

小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に4ページ、No.23 湖南の件の説明をお願いします。</p>
推進委員 藤森芳樹 委員	<p>(No.23) 所在は、大字湖南字城下〇〇番〇。地目は、台帳、現況とも田。面積は、 〇〇m²。 〔場所の説明〕 契約内容は、売買で〇〇円。譲渡人は〇〇さん。事由は高齢により耕作困難とのこと。譲受人は〇〇さん。二人は親戚関係ということもあって売買価格が非常に安くなっています。譲受人の事由は規模拡大で、トラクター、田植え機、ハーベスター等を保有しています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次の議案の審議に移る前に、農地法第3条許可に係る4月以降の取扱いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>来月以降において、農地法第3条許可の審議に影響が及ぶ事項について事務局から説明します。前提としまして、地域計画が3月31日までに策定され、4月1日から適用となる訳ですが、地域計画における担い手に位置付けられていない営農者から第3条申請があった場合、農地法第3条第2項第6号に該当し、不許可になるとの国のQ&Aが示されました。</p> <p>農地法第3条第2項第6号適用は、第3条申請があった場合に、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがある場合とされ、農業上の効率的かつ総合的な農地利用の確保目標が地域計画で定められたこととなりますので、地域計画に位置付けられていない営農者が目標地図に位置付けられている農地を取得等する趣旨の第3条申請は不許可になるということです。</p> <p>この場合に第3条申請を許可とするためには、地域計画の変更が必要となりますが、地域計画において担い手として位置付けるか、申請地を目標地図から外すかとなります。地域計画の変更には所定の手続きが必要とされており、公告も必要なため日数が掛かると想定していますが、変更の手続きの具体的な方法等については、未だ国、県から通知されていません。</p> <p>Q&Aにおいて、ただし書きがあり、読み進めていくと第3条第2項第6号に該当しないと整理することも可能、との記述がありますが、この場合であっても最終的には地域計画・目標地図の変更が必要となります。</p> <p>諏訪市の地域計画は農振農用地が計画区域とされていますので、4月以降において第3条申請の相談がありましたら、申請地が地域計画の区域内の農地即ち農振農用地であるかを真っ先に確認する必要があります。委員の皆さんのほうに相談がされた際に、申請者に今説明申し上げた内容を伝えていただき、こうしたケースの申請については当面の間においてひとまず手続き保留扱いとせざるを得ない点をご理解願います。</p>
小泉幸善 会長	<p>3条許可と同様に、中間管理事業等の農地の貸し借りについても考え方は同様となるのか。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>お見込みのとおりと認識しています。</p>
事務局 雨宮寛之 局長	<p>例えば、本日の審議案件3条No.23の申請地は農振農用地であり、譲受人は地域計画において担い手として位置付けられていないため、4月以降においては地域計画での担い手として位置付ける変更をしないと許可にならないということです。地域計画の変更には地域での話し合いが必要とされています</p>

	が、3条申請がされてその度に地域計画を変更するための話し合い等を毎月のように行うといったことにならないよう国に要望がされている状況です。国としては確実に変更がされる案件については許可して良いとの方向性で調整がされていると認識していますが、1年に1度は行わなければならない地域計画の変更手続きに併せてまとめて扱って良いか等については、決まっていないようで、未だ通知されていない状況です。
A委員	今の話は今日審議した3条の案件について許可取消しになるということか。
事務局 雨宮寛之 局長	地域計画の適用は4月以降ですので、今月の審議分については影響を受けず、許可取消しにはなりません。
小泉幸善 会長	4月以降、地域計画の関係で、3条を始め案件の審議に影響が生ずることについてそれぞれご承知おきください。 それでは5ページ、議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、No.73 四賀の件の説明をお願いします。

○議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	
2番 岩波眞喜雄委員	(No.73) 所在は大字四賀字ヲッポリ通〇〇番。 〔場所の説明〕 本件は、令和〇年〇月〇日に農地法第5条第1項の規定による許可を受け当初計画どおり資材置場として利用していましたが、令和〇年〇月に計画者の〇人の転居を受けて申請地に住宅を建設するべく転用目的及び事業計画の変更が申請されたものです。 変更事業内容は二世帯住宅1棟で建築面積が〇〇㎡。事業費は建物建築費等で総額〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕 被害防除関係については、雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は地下浸透処理するとされています。
事務局 藤森秀 次長	本件は当初、資材置場を目的として転用が許可されたものです。このように建築物を伴わない資材置場等を目的とした転用については、令和6年4月以降、申請前において県に事前確認が必要になったり、許可後においても工事完了後、6ヶ月ごとに確かに転用目的どおりの現況であるかの報告が必要となったりしており、それまでより簡単に転用がしづらくなると言えます。これはとりあえず雑種地に地目変更しておいて、しばらくも経たないうちに宅地にしてしまうというケースが全国的に多く見られ、そうしたことを防ぐべく、少なくとも3年間は申請した目的どおりの土地利用がされるようにしたものです。 本件の当初許可は令和〇年〇月ですので、今説明した現況の報告は不要ですし、今回の計画変更はこの理由をもって許可されると思われませんが、当初の目的どおり資材置場としての利用は数ヶ月でした。仮にこれが令和6年4月以降の許可であったならば、この計画変更理由では許可されないものと思われれます。 したがって今後、資材置場等を目的とした令和6年4月以降の許可案件について、計画変更申請の相談があった際には改めて注意が必要です。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
B委員	先ほど、事務局の説明の中で、半年ごと3年間の現況の報告が必要とのことだが、報告は誰の義務か。
事務局 藤森秀 次長	報告義務は、許可を受けた転用事業者にあります。報告書は農業委員会を通じて県に提出されますので、農業委員会としては、報告がなされないようであれば、提出するよう促す指導をするなどの形で関与することとなります。
小泉幸善 会長	今回の場合は、地目が農地のままだったので計画変更申請の形であるが、

	3年の間に県への現況報告をせずに雑種地に地目変更して住宅を建て、宅地にすることはできてしまうと思う。
事務局 藤森秀 次長	そのようなことが起きないように、資材置場等の転用については、申請前に県に事前協議が必要であり、少なくとも3年間は転用目的どおりの土地利用をしていただくよう申請者に指導することとされています。併せて6ヶ月ごと3年間の現況報告が必要ということになっています。
C委員	本件について当初、資材置場として土地利用していたとあるが、住宅を建てると計画変更するとすると、置いていた資材はどこに持っていくのか。
2番 岩波眞喜雄委員	市内の別の場所にも資材置場があり、当初許可の段階で追加の資材置場として申請地を転用したが、もう一方の元々の資材置場だけでどうにか対応できる見通しが立ったと経過書に記載があります。
D委員	先ほどの事務局の説明において、手続きが必要なのは、駐車場についても同様であるか。
事務局 藤森秀 次長	建物の建築を伴わない目的の駐車場は手続きが必要となります。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて6ページ・7ページ、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、No.74 豊田・湖南の件の説明をお願いします。

○議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について	
推進委員 林隆史 委員	(No.74-1) 所在は大字豊田字家前〇〇番〇。地目について台帳、現況とも田。面積は〇〇㎡。 申請目的は、県諏訪建設事務所発注の鴨池川改修工事に伴う資材置場及び現場事務所。現場事務所についてはユニットハウス〇棟で建築面積〇〇㎡、資材置場については、はぎとり表土置場です。 貸付人は〇〇さん。借受人は〇〇(法人)。 契約内容は許可日から〇ヶ月間の賃貸借で、賃借料はNo.74-2の分と合わせて〇〇円。 〔場所の説明〕 道路を挟んで〇側に農地がありますが、転用の影響はないものと思われます。近隣耕作者への説明はされており、土地改良区の同意書も添付されています。 事業費は、No.74-2 の分と合わせて土地賃借料が〇〇円、表土のはぎとり経費が〇〇円で〇〇万円。 〔資金調達計画の確認〕
推進委員 金子善行 委員	(No.74-2) 所在は大字湖南字北武居田〇〇番〇。地目について台帳、現況とも田。面積は〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は、No.74-1 と同様に鴨池川改修工事に伴う重機及び資材置場。重機については〇台分、資材として、はぎとり表土の置場となります。 貸付人及び借受人、契約内容、事業費及び資金調達計画についてはNo.74-1 の説明のとおりです。 河川改修工事が終了し、一時転用後には、現況復旧することで貸付人の了解を得ています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
D委員	No.74-2のほうは、かつて営農型太陽光発電が不許可となった場所で、不耕作地となっている。不耕作であるのは当時の申請者と本件の貸付人との間

	で当該地を含めて営農型太陽光発電を事業化する約束があつてのことと思うが、それにあつての契約など現在はどのような扱いとなっているか。
事務局 藤森秀 次長	事務局としては、当該営農型太陽光発電事業にあつての転用の不許可が確定した時点において事業化が頓挫しており、その後において改めて事業化に向けた動きも見られていないことから、約束等については現在は継続していないと認識しています。
小泉幸善 会長	当該営農型太陽光発電事業にあつての転用が不許可となった際に、県のほうから対象地について改めて荒れないよう農業委員会でサポートすべきという意見もあつたが、あくまで地権者の意向に基づくべきものと考えられる。今回の河川改修工事はいつ始まるのか。
推進委員 林隆史 委員	予備の工事は既に始まっており、本工事はゴールデンウィーク明けから計画されています。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に8ページ、No.75 湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 金子善行 委員	(No.75) 所在は大字湖南字本城〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇。地目について台帳、現況とも畑。面積は合計〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は中央道の橋桁関連工事に伴う資材置場と駐車場です。 貸付人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。借受人は〇〇(法人)。契約内容は令和〇年〇月までの賃貸借で、賃借料は〇〇円。一時転用後は、耕作ができるよう現況復旧するとされています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
E委員	賃借料の額は、転用期間の総額であるのか。
推進委員 金子善行 委員	お見込みのとおり、転用期間における総額です。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に9ページ、No.76 上川三丁目の件の説明をお願いします。
11番 藤森紀保 委員	(No.57) 所在は上川三丁目〇〇番、〇〇番。地目について台帳、現況とも田。面積は合計〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は建売住宅で、規模は2階建〇棟、建築面積は〇〇㎡の住宅〇棟で〇〇㎡。契約内容は売買で〇〇円。 譲渡人は〇〇さんで、申請地を令和〇年に相続により取得したが、高齢のため管理するのも難しく、譲り渡したいとの事由。譲受人は〇〇市の〇〇(個人事業者)。 事業費は土地購入費〇〇円、建築費〇〇円、造成費〇〇円、諸経費〇〇円の合計〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕 申請地は第1種農地ですが、周囲に医療機関と保育園があり、インフラも整備されているため第3種農地と判断できます。雨水排水は敷地内地下浸透処理、雑排水は公共下水道に接続します。小和田牧野組合の同意書が添付されており、隣地所有者へは説明済み、周辺に耕作している農地はなく、住宅地であるため転用の影響はないものと思われま。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
C委員	小和田牧野組合、土地改良区の同意書や意見書の中で、草刈りや水路の泥上げなど適正に行うことを条件として同意しているが、市外の業者や行政書

	士が相手であると申請地周辺の状況に疎いこともあり、なかなか伝わらない。広報などで転用後の草刈り等の管理について周知する必要性を感じる。
11番 藤森紀保 委員	本件についても、〇〇市の事業者からの話であり、申請地の周辺を含めた草刈りや水路の泥上げについて心配はしている。
小泉幸善 会長	転用で農地が減少している中、残された農地で耕作するにあたり、農作業後に道路に泥を落としたままにしたり、朝早くに草刈りしたりすると苦情が来るような状況があり、農業がだんだんやりづらくなってきていると感じる。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(11名挙手) 挙手多数により本件は許可相当です。 次に10ページ、No.77 中洲の件の説明をお願いします。
推進委員 原孝志 委員	(No.77) 所在は大字中洲字宮ノ前〇〇番〇、〇〇番〇。地目について台帳、現況とも田。面積は合計〇〇㎡。 申請目的は住宅。規模は2階建て〇棟。建築面積は〇〇㎡です。 譲受人は〇〇さん。自営業で忙しく耕作できないとの事由。譲受人は〇〇さん、〇〇さん夫婦。現在、アパート暮らしですが、住宅を建てたいと土地を探していたところ、申請地を購入する話がまとまったとのことです。 〔場所の説明〕 事業費は、土地購入費〇〇円。建築、造成、その他と合わせて〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕 雨水は敷地内地下浸透処理し、雑排水は公共下水道に接続します。地元区長の同意書が添付されています。周囲について、〇側は不耕作の畑、〇側は住宅地、〇側は水路を挟んで道路、〇側は田で耕作されていますが、コンクリート擁壁を設置し、影響がないようにします。なお隣接地所有者への説明もされています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に11ページ、No.78 中洲の件の説明をお願いします。
推進委員 原孝志 委員	(No.78) 所在は大字中洲字曾根田〇〇番。地目について台帳、現況とも田。面積は〇〇㎡。 申請目的は共同住宅。規模は3階建て〇棟。建築面積は〇〇㎡です。 譲受人は〇〇さん。高齢、病気により耕作困難となったとの事由。譲受人は〇〇市の〇〇(法人)。 事業費は、土地購入費〇〇円。建築、造成、その他と合わせ〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕 申請地には抵当権が設定されていますが、抵当権者である〇〇(法人)の同意書が添付されています。 〔場所の説明〕 雨水は敷地内地下浸透処理し、雑排水は公共下水道に接続します。地元区長の同意書が添付されています。周囲について、〇側は耕作している田、〇側及び〇側は水路を挟んで道路、〇側には法人の建物が建っています。なお、申請地への出入りは〇側及び〇側の道路からとなります。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
D委員	農地の評価として抵当権が設定されている点について、転用後において本来の抵当価値との齟齬が生じないか。
推進委員 原孝志 委員	そういった点を加味した上で、抵当権者は転用について同意したと認識しています。

E委員	本件も譲受人が市外の業者であり、地元の用水のことはよく分かっていないと思われる。管理について注意して見ていく必要があると感じる。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に12ページ、No.79 湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 藤森芳樹 委員	(No.78) 所在は大字湖南字城下〇〇番〇ほか計6筆。地目について台帳は田、現況は不耕作。面積は合計〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は工場用地造成。規模は〇区画。具体的には〇〇工場の誘致を想定しています。申請地へは県道から出入りしますが高低差があり、長いスロープを設置するなど大規模な造成を要することから、本年の〇月末まで長期間に亘り工事を行う計画となっています。 譲受人は〇〇さん、〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)。 契約内容は売買で〇〇円。事業費は土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
A委員	造成後における申請地の売却先の見通しは立っているのか。
推進委員 藤森芳樹 委員	具体的にはまだ決まっていない状況です。
小泉幸善 会長	住宅地の分譲もそうであるが、造成して売りに出していつまでも売れないことに対するペナルティはあるのか。
事務局 藤森秀 次長	具体的に思い当たるものはありませんが、本件の場合で言えば、当初計画どおり工場用地としての売却が進まず、例えば住宅地の分譲に切り替えるとするならば計画変更申請が必要となります。
事務局 雨宮寛之 局長	企業とすると、転用後においては固定資産税額が高くなるため、速やかに売却するよう努力するものと考えます。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(11名挙手) 挙手多数により本件は許可相当です。 続いて13ページ以降の、報告第8号 保安林指定に伴う現況証明について説明をお願いします。

○報告第8号 保安林指定に伴う現況証明について	
事務局 大杉武史 主査	(No.1) 所在は大字上諏訪字鎌倉〇〇番ほか計7筆。台帳地目は畑。面積は合計〇〇㎡。所有者は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。 状況として、対象地は山林化しており、農地への復旧は不可。保安林指定について各所有者承諾済みとなっています。 該当する地区担当の濱委員により現地確認がされています。 (No.2) 所在は大字四賀字幕岩〇〇番、字幕岩通〇〇番ほか計14筆。台帳地目は畑。面積は合計〇〇㎡。所有者は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。 状況として、対象地は山林化しており、農地への復旧は不可。保安林指定について各所有者承諾済みとなっています。 該当する地区担当の伊藤賢次委員により現地確認がされています。
事務局 藤森秀 次長	本件は県から今後における保安林指定にあたり、登記簿の地目が農地となっているものについて、農業委員会に対して確かに山林化しているという現地

	確認とその確認に基づく現況証明書発行が依頼され、それに対応するものです。過去における事例を参考として対応させていただくという報告となります。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について、農業委員会は報告を受けました。 以上で、本日の議事は終了となります。 続いて、その他について事務局からお願いします。

○その他	
事務局 伊藤雅文 主査	<p>本年2月に県農業会議より県の農作業標準労賃等が示されました。それに伴いまして諏訪市における標準労賃等を設定させていただきましたので報告します。JA 信州諏訪湖営農センターに意見聴取し、その下部組織である部会において農業者と協議した結果をもって算出した単価となっています。昨年と比較して全体的に上がっており、これは農業の雇用賃金や消費者物価指数等が上がっている影響によるものです。労賃等の説明は以上です。</p> <p>私ですが、4月1日付け人事異動により事務局を離れることとなりました。2年間という短い期間でしたが、地域計画の策定など皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。</p>
事務局 大杉武史 主査	<p>現在、市内において許可されている営農型太陽光発電事業について、事業者より昨年度の生産状況報告書の提出がありましたことを報告します。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>先ほど、議事の中で山林化している農地について現況証明書を県に対して発行することを報告しました。この手続きは、地目が農地であるが山林化している箇所について非農地であると判断した手続きとも言えます。今回は前例に倣い、該当地区の担当委員1名による確認とした上、報告事項として取り扱わせていただきました。</p> <p>本来、非農地判断のうち、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果により行うものについては、当該調査を行った年度内ではなく年内に行うこととされています。これは、機構集積支援事業交付金の対象期間が7月からであることなどから、農繁期に農地パトロールを実施してその結果を秋に取りまとめ、秋から年末にかけて非農地判断を行うことを国は想定しているのではないかと考えます。実際に年内にそこまで行っている市町村がどれだけあるか不明ですが、6市町村の状況については、担当者会議などにおいて訊いてみたいと事務局としては考えています。</p> <p>利用状況調査に基づく非農地判断は、委員3人以上で現地確認等の調査をした上、総会に議案として上程することで議決されて初めて農業委員会として農地台帳等における地目の変更が可能となります。委員の皆様にも多大な負担をいただくこともあって、諏訪市ではこれまでこの非農地判断の手続きを先送りにしてきました。しかしながら、農地全体に対する遊休農地の割合が話題となる中、分子である遊休農地のみならず分母についての対応、すなわち非農地判断の対応も必要となってきたと考えています。したがって委員の皆様と非農地判断に係る意識を合わせていきたいと本日、解説させていただきました。</p> <p>手続き的に一気に非農地判断を行うことは困難と思われるので、年度単位で例えば山際のほうから部分的に行っていくことを想定しています。また、付随する課題として登記簿の地目変更は本来、所有者が行うものであるところ、利用意向調査に基づく非農地判断に係る地目変更登記については、税務課固定資産税係及び建設課用地管理係と協議し、嘱託登記で行うようにしていきたいと考えています。</p>
小泉幸善 会長	<p>地目変更登記で費用は掛かってしまうが、所有者による申請で非農地判断する方法はあるか。</p>

事務局 藤森秀 次長	自治体によっては、所有者個人による非農地証明願を受け付ける形で随時の非農地判断を行っている認識しています。その場合については非農地証明書により申請者が登記簿の地目変更登記を行うこととなります。
事務局 雨宮寛之 局長	遊休農地を減らしていく、解消していく手段の一つとして説明した非農地判断があると認識いただければと思います。遊休農地を農地に戻すことが困難であるならば、農地ではないと判断して台帳から除外していくということです。国のほうで推し進めていることですので、当市においても手を付けていきたいと考えています。
事務局 大杉武史 主査	4月1日付けで税務課に異動することとなりました。事務局職員としては2年間、委員の皆様にはお世話になりました。力量不足でご迷惑をお掛けしたこともありましたが、皆様に支えられてここまでやってこられました。またよろしくお願いたします。
事務局 藤森秀 次長	4月1日付けで農林課農業振興係に、隣の課であり、席も数メートル移るだけですが、異動することとなりました。思い起こせば、令和5年10月に事務局に異動となった際、当時の局長から地域計画策定や委員改選の関係事務が滞っているので倍くらいのスピード感をもって仕事してくれなければ困ると言われ、必死になって半年で1年分くらいの仕事をしたと今振り返ってみると実感しています。農地台帳のシステムに地図データを組み込み、地域計画のアンケートを出入力できるようにし、委員改選にあたって選考委員会を開催しながらアンケート結果を入力して目標地図の素案まで作り上げました。今年度1年間やってきた仕事を含め、達成感はあります。先ほど説明しました非農地判断のことなど、申し送り事項があるのは心残りですが、異動先が関連のある農林課ですので、引き続き皆様にもお世話になりながらがんばっていきたいと思っています。1年半の間、お世話になり、ありがとうございました。
小泉幸善 会長	藤森さんと大杉さんにおかれては、1年半から2年間という短い期間でありましたが、地域計画の関係など、一番忙しい時期にご苦勞いただきました。藤森さんにおかれては、特に地域計画の関係をメインに今後もまたお世話になるとと思いますが、お二人ともこれまでありがとうございました。